

令和 6 年 1 月 11 日（木）

各 位

一般社団法人石川県法人会連合会
会 長 鶴 山 庄 市

令和 6 年能登半島地震による被災者支援をお願いします

一般社団法人石川県法人会連合会では、令和 6 年能登半島地震で被災された方々を支援するため、下記の募金趣意書及び募金要綱のとおり、災害義援金を募集しますので、趣旨にご賛同いただける方は、災害義援金受付専用口座に災害義援金をお振り込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1 募金趣意書

令和 6 年 1 月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、一般社団法人石川県法人会連合会の構成員（石川県内に事務所を有する法人会）の会員及び当該募金の趣旨に賛同する法人及び個人から災害義援金を募集する。

2 募金要綱

- (1)災害義援金の振込先は、当連合会が開設した災害義援金の受付専用口座とする。
- (2)災害義援金の受付期間は、令和 6 年 1 月 11 日（木曜日）から令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）までの間とする。
- (3)災害義援金受付専用口座に振り込まれた義援金は、受付期間終了後、当連合会からの寄附金として、石川県が開設した「石川県令和 6 年能登半島地震災害義援金」口座に振り込む。

3 災害義援金受付専用口座

北國銀行 香林坊支店 普通預金 口座番号 0032317

【口座名義】 （一社）石川県法人会連合会 災害義援金

【フリガナ】 シャ）イシカワケンハウジンカイレンゴウカイ
サイガイギエンキン

4 振込手数料について

当連合会が開設した災害義援金受付専用口座への振り込みにつきましては、振込手数料をご負担いただくこととなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、北國銀行のインターネットバンキングでの振り込みにつきましては、手数料が無料となります。

5 税務上の取扱いについて

災害義援金受付専用口座へ振り込まれた災害義援金は、個人の方には「特定寄附金」、法人には「国等に対する寄附金」として取扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

（【根拠条文】所得税法第 78 条、法人税法第 37 条）

(1)個人が「特定寄附金」を支払った場合

「その年中に支出した特定寄附金の額の合計額」から 2 千円を差引いた額が寄附金控除の額となります。ただし、「特定寄附金の額の合計額」は、総所得金額等の 40%相当額が上限です。

(2)法人が「国等に対する寄附金」を支払った場合

「国等に対する寄附金」の額は、全額損金算入となります。

なお、銀行振込みで支払った場合の振込票の控が、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類となりますので、保存しておいてください。

募金趣意書

- 令和 6 年 1 月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、一般社団法人石川県法人会連合会の構成員（石川県内に事務所を有する法人会）の会員に災害義援金を募集する。ただし、輪島法人会及び七尾法人会の会員を除く。

募金要綱

- 災害義援金の振込先は、当連合会が開設した災害義援金の受付専用口座とする。
- 災害義援金の受付期間は、令和 6 年 1 月 11 日（木曜日）から令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）までの間とする。
- 災害義援金の受付専用口座に振込まれた義援金は、受付期間終了後、速やかに、当連合会からの寄附金として、石川県が開設した「石川県令和 6 年能登半島地震災害義援金」口座に振込む。